

小豆島町特定事業主行動計画の実施状況及び
小豆島町役場における女性の活躍状況の公表について

令和 8 年 7 月

次世代育成支援対策推進法第 19 条第 6 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第 19 条第 6 項に基づいて、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

あわせて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、小豆島町役場における女性の活躍状況を公表します。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

（１）職員の男女の給与額の差異（令和 7 年度）

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.8%
全職員	78.7%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

①役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	95.2%
本庁課長補佐相当職	100.2%
本庁係長相当職	90.7%

②勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	105.0%
31～35年	90.6%
26～30年	87.3%
21～25年	100.8%
16～20年	95.4%
11～15年	87.2%
6～10年	84.3%
1～5年	89.1%

※勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- ・ 扶養手当については、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 80.5%である。
- ・ 時間外勤務時間数については男性の方が多くなっており、年間の総時間外勤務時間数のうち、男性の占める割合は 70.8%である。

(2) 管理職地位にある職員に占める女性職員の割合（令和 8 年 4 月 1 日時点）

区分	行動計画における目標 (令和 12 年度)	令和 7 年度	令和 8 年度	伸び率 (R 8 - R 7)
管理的地位にある職員	20%	18.2%	19.0%	0.8 ㊦

【説明欄】

--

(3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和 8 年 4 月 1 日時点）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	伸び率 (R 8 - R 7)
本庁課長相当職	18.2%	19.0%	0.8 ㊦
本庁課長補佐相当職	17.6%	16.7%	△0.9 ㊦
本庁係長相当職	33.9%	36.4%	2.5 ㊦

【説明欄】

- ・ 課長相当職及び係長相当職において女性職員の割合は増加傾向にある。

(4) 採用した職員に占める女性職員の割合（令和 8 年 4 月 1 日時点）

職種	男性	女性	合計	女性割合
一般事務職	4	4	8	50.0%
保育士	0	1	1	100.0%
調理員	1	2	3	66.7%
合計	5	7	12	58.3%

(5) 採用した一般事務職に占める女性職員の割合（令和 8 年 4 月 1 日時点）

行動計画における目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
40%	20.0%	45.5%	50.0%

(6) 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合（令和7年度）

職種	男性	女性	合計	女性割合
一般事務職	17	11	28	39.3%
保育士	1	2	3	66.7%
調理員	1	3	4	75.0%
合計	19	16	35	45.7%

(7) 女性に対する職業生活に関する機会の提供に資する取組

- ・女性職員の活躍を目的とした外部研修の参加を推進。
- ・健康管理休暇や不妊治療休暇など女性の健康上の特性やライフステージに応じて利用できる各種休暇制度を設けている。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

1. 男女別の育児休業取得率

①常勤職員

区分	令和6年度	令和7年度
男性	100%	22.2%
女性	100%	71.4%

②会計年度任用職員

区分	令和6年度	令和7年度
男性	0%	50.0%
女性	130%	100%

③全体

区分	行動計画 における目標	令和6年度	令和7年度
男性	50%	50.0%	27.3%
女性	100%	116%	75.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1週間以上2週間未満	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2週間以上1月以下	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
1月超3月以下	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3月超6月以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6月超9月以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9月超12月以下	0.0%	60.0%	0.0%	100.0%
12月超24月以下	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%
24月超	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【説明欄】

- ・育児休業取得率は「該当年度に育児休業を取得した職員数」から「該当年度に子が生まれた職員数」を除いて算出するため、子が生まれた年度と育児休業を取得した年度が異なる場合は全員が育児休業を取得しているにも関わらず100%にならないことや100%を超えることがある。
- ・令和7年度における常勤職員のうち、女性の育児休業取得が71.4%になっているのは、上記の理由によるもので、実際には対象者全員が育児休業を取得している。

(2) 男性職員の配偶者出産のための休暇取得率

行動計画における目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
100%	100%	100%	100%

(3) 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間（令和7年度）

区分	令和7年度
本庁等	13.7時間
本庁等以外	3.8時間
全体	9.3時間

※本庁等…小豆島町役場本庁舎に所在する所属とし、それ以外の所属（出先機関等）を「本庁等以外」としている。

(4) 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの年間の正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間（令和7年度）

行動計画における目標	令和7年度
120時間以内	114.3時間

(5) 職員の年次休暇等の取得日数の状況（令和7年）

区分	行動計画 における目標	令和5年	令和6年	令和7年
1人当たりの年次有給休暇 の平均取得日数	13.0日	10.2日	9.1日	10.3日

(6) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する取組

- ・毎週水曜日をノー残業デーとし、対象日当日には庁内イントラネットにより職員に周知し、定時退庁を促している。
- ・看護休暇の対象を拡大し、父母や配偶者等でも取得可能である他、子の年齢要件を設けていない。また、中学校修学前の子については入学、卒業の式典についても取得可能としている。